

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

みずほ銀でPepperなどが“資産運用ショー” AIロボットによるコンサルティングも視野に

ITの最新トレンドであるAI(人工知能)。英・オックスフォード大学の教授が、近い将来職業の半分がAIに奪われると予測し話題となったが、資産運用の世界にもその波が押し寄せている。なんと、実店舗でもAIが相談対応するサービスが1月16日に登場したというのだ。

みずほ銀行八重洲口支店のFinTechコーナーでは、Pepper、NAO(ソフトバンクロボティクス製)、Sota(ヴイストン製)の3種のAIを活用したコミュニケーションロボットが、訪れた人に対して「NISAのお得な話」や「将来のお金の準備」、そして「海外の金利動向」といった話をしてくれる。しかも、互いに掛け合いをしながらだということから、まるで「資産運用ショー」だ。単なるイベントとしてだけでなく、AIとしての機能も十分に発揮。Sotaが顔認識機能で年齢を推定し、PepperとNAOは年代に合わせた話を展開する。このシステムは伊藤忠テクノソリューションズ(CTC)が担当したが、開発期間がたった1週間というのも驚かされる。

みずほ銀行によれば、これは複数のロボットを連動する実証実験とのこと。今後はAIロボットに行員のコンサルティングサポートや、口座作成などの窓口業務まで任せられることを視野に入れている。システム開発期間の驚異的な短さを考慮すると、投資などの相談、手続きをAIロボットに依頼する日は、想像以上に近いのかもしれない。

税務会計

納税地異動後の税務署への届出 今年4月以降は提出が不要に

法人税や所得税の納税地が異動・変更があった場合に税務署への提出が必要とされている届出が、今年4月以降不要となる。これは、円滑・適正な納税のための環境整備の一環として、2017年度税制改正大綱に盛り込まれたもの。

法人税については、連結子法人の本店等所在地に異動があった場合に提出することとされている届出書についても、異動後の連結子法人の本店等所在地の所轄税務署への提出が不要となる。

また、法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要とされる。

現行、新設法人は、その設立の日以後2月以内に、納税地、事業の目的等を記載した届出書に、その設立のときにおける貸借対照表、定款、登記事項証明書、株主の名簿の写しなどを添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出する必要があるが、登記事項証明書の添付が不要になれば、その取得のための事務量や費用負担がなくなる。

同様に、所得税についても、(1)納税地を変更・異動後の納税地の所轄税務署長への届出書、(2)個人事業の開業・廃業等について、その個人の納税地の所轄税務署長(その個人が、事業に係る事務所等に移転した場合で、その移転前の事務所等の所在地を納税地としていたときは、その移転前の納税地の所轄税務署長)以外の税務署長への届出書、(4)給与支払事務所等が移転後のその所在地の所轄税務署長への移転届出書、のいずれも不要となる。

今週のキーワード

コミュニケーション ロボット

言葉や身振りで人とコミュニケーションを図ることができるロボット。言語を理解する能力のほか、人の表情を読み取ったり、人の方へ移動したりする機能を備えたものもある。認知症予防など、介護予防の分野でも注目が集まっており、導入している介護施設も増えている。Pepperがよく知られているが、二足歩行するPalmyやロボット宇宙飛行士のKIROBO、昔話の読み聞かせやしりとり遊びなども対応するOHaNASなど、多彩な種類が登場している。